

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱

制 定	平成27年4月1日
改 正	平成27年5月11日
改 正	平成28年4月1日
改 正	平成29年4月1日
改 正	平成30年4月1日

（趣旨）

第1条 県は、地方振興局単位での迅速な復興対策を推進する事業を実施する者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第2条 東日本大震災に伴う地域固有の課題を踏まえ、その解決、対応に当たる事業とし、具体的な補助対象及び補助額等は、予算の範囲内で知事が別に定める。

（補助金の交付の申請）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項に定める書類は、次のとおりとする。

ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがある。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に要する経費の内容が分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額であるもの。
- (2) 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

補助金交付決定額に変更が生じない事業計画の変更とする。

（変更の承認申請）

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合

は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日を経過した日とする。

（概算払）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金概算払請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 契約書（写）
- (2) 前金払い等の請求書（写）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（状況報告）

第8条 知事は規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））実施状況報告書（様式第4号）を知事が定める日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金実績報告書（様式第6号）により次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業の実施結果が分かる書類
  - (2) 事業実施に係る領収書
  - (3) 補助金の使途が分かる書類
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第10条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
  - 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
  - 4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳（第9号様式）を備え管理し、第9条に定める報告書に添付しなければならない。
  - 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（権限の委任）

第13条 この要綱に基づく知事の権限は、所轄の地方振興局長に委任する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印  
電話番号

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付申請書  
地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 円
- 2 申請内容

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2号（第5条関係）

平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金申請変更（中止）  
承認申請書

このことについて、下記により申請内容を変更（中止）したいので、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更（中止）の理由

3 変更（中止）の内容

4 補助金交付申請（決定）額

変更前 円

変更後 円

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第3号（第7条関係）

番 号  
平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金概算払請求書  
平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった  
平成 年度地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金について、  
下記のとおり概算払により交付して下さるよう請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第4号（第8条関係）

番 号  
平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名

印

地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））実施状況報告書

平成 年度地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））の遂行状況について、地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱第8条2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の経過

(1) 収入内訳

区 分	予算額 a	決算見込額		増減増 a-b-c	摘要
		収入済額 b	収入予定額 c		
事業収入					
自己資金					
借入金					
その他					
県補助金					
計					

(2) 支出内訳

区 分	予算額 d	決算見込額		増減増 d-e-f	摘要
		支出済額 e	支出予定額 f		
補助対象外経費					
計					

3 実施状況

ほぼ計画どおりに進んでいる。  一部計画の変更がある

〔 (具体的に) 〕

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。



様式第5号（第8条関係）

番 号  
平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））完了報告書  
平成 年度地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名	
交付決定年月日	平成 年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第6号（第9条関係）

平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名

印

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金実績報告書  
平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこのこと  
について、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱  
第9条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実施内容

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第7号（第9条第3項関係）

平成 年 月 日  
番 号

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））仕入れに係る  
消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの  
事業について、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付  
要綱第9条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

- 注1 参考となる資料を添付すること。  
2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第8号（第10条関係）

平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付請求書  
平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった地域創生  
総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金について、下記のとおり請求し  
ます。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

注1 補助金の振込口座は、申請団体の代表者名義口座とすること。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 取得財産管理台帳

区分	財産名	仕様	数量	単価 (円)	取得金額 (円)	うち補助 相当額		取得 年月日	処分制限期間		施設箇所 又は 設置場所 又は 保管場所	備 考
						補助 率	補助 率		耐用 年数	処分制限 年月日		

注1 区分については、取得した財産が不動産及びその従物の場合は「不動産」、50万円以上の機械、器具、その他備品の場合は「備品」と記載してください。

2 財産名については、取得した財産の名称を記載してください。

3 仕様については、規格や機種、規模(大きさ、長さ)など特徴を記載してください。

4 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区別して記載してください。

5 うち補助相当額については、取得金額に事業終了時に確定した補助率(補助対象経費に占める補助金の割合)を乗じた金額を記載してください。

6 取得年月日については、工事等の完了確認をした年月日もしくは納入年月日を記載してください。

7 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を記載してください。

8 処分制限年月日については、要綱第11条第1項に定める期間を記載してください。

9 当該財産の処分等にあたって補助金の返還を必要とする場合は、残存価格をもとに返還額を算定することとする。

様式第10号（第11条関係）

平成 年 月 日

福島県 地方振興局長

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者氏名 印

取得財産処分承認申請書

平成 年度地域創生総合事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 財産名

2 取得金額 円（ 円）

3 取得年月日 平成 年 月 日

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定価格（有償による処分の場合のみ） 円

7 処分予定時期 平成 年 月 日

8 残存価格 円

注1 取得財産管理台帳、施設（設置）位置図、現況写真のほか、別に指示する資料を添付のこと。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。